

平成25年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成25年9月2日（月曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 財政健全化判断比率等について
- 日程第5 第37号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
第38号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 第39号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について
第40号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について
第41号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正について
第42号議案 財産の取得について（高規格救急自動車）
第43号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）
第44号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第45号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第47号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第48号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第49号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第50号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第51号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成24年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	中根秋男君	2番	杉浦あきら君	3番	志賀恒男君
4番	鈴木雅史君	5番	中根久治君	6番	都築一三君
7番	池田久男君	8番	酒向弘康君	9番	水野千代子君
10番	夏目一成君	11番	笹野康男君	12番	内田等君
13番	丸山千代子君	14番	伊藤宗次君	15番	浅井武光君
16番	大嶽弘君				

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 予防防災課長	齋藤正敏君
監査委員	羽根渕保博君	監査委員	内田等君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

9月に入りまして、朝晩涼しさを感じるきょうこのごろであります。日中はまだまだ厳しい残暑が続くようであります。皆様には御自愛いただきまして議会に臨んでいただきますよう、お願い申し上げます。

本定例会には、お手元に配付の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件2件、単行議案5件、平成25年度補正予算8件並びに平成24年度決算認定9件、合わせて25件の重要な案件が提出されております。

議員各位におかれましては、綿密・周到な御審議を賜り、適正にして妥当な議決に達しますよう念願しまして、開会の挨拶とします。

ここでお諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク社が取材で議場内をカメラ撮影をすることについて、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影を許可することに決定しました。

定例会招集に当たりまして、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

ことしは大変猛暑で、日本各地で最高気温の更新がされ、またこの地方につきましても雨の少ない夏となり、農作物の生育が心配され、今後の雨の状況が気になるところであります。

さて、本日、ここに平成25年第3回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変御多用のところ早朝より御出席いただき、大変ありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたり何かと御指導・御高配を賜っており、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の定例会に提案させていただきます議案は、幸田町固定資産評価審査委員会委員の選任など人事案件2件、報告議案1件、単行議案5件、補正予算8件、決算認定9件、合わせて25件でございます。

特に、決算は平成24年度予算がどう活用されたか1年間の行政運営の総括でもありまして、次年度以降の参考となる極めて重要なものばかりでございます。全議案とも慎重かつ円滑に御審議の上、可決・承認賜りますよう、まずもってお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、6名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、どなたの御質問も今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございます。真摯に受けとめて誠意を持って対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで、3点お知らせと御依頼を申し上げます。

1点目は、9月7日土曜日に幸田町総合防災訓練を実施いたします。全庁一丸となって訓練を実施したいと思っておりますので、議員の皆様方におかれましても御参加をお願いいたします。

なお、今回の訓練は、昨年度に引き続き本会場だけでなく町内六つの小学校におきましても、防災リーダーを中心に地域の皆様方にも御参加をいただき、訓練を実施してまいります。

また、役場の全職員につきましても、徒歩や自転車による招集訓練を実施し、より実戦に近い効果のある訓練にいたしたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

2点目は、渇水についてでございます。

本年度につきましては、例年に比べ雨が少なく、矢作ダムにおきましても、例年の60%程度であります。貯水率が8月30日現在は44%となっており、今後、状況に依

じて渇水対策や節水の呼びかけ等を行っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

3点目は、不審火についてであります。町内で5月から発生いたしました不審火ですが、町・消防団・地域住民を中心としたボランティアの皆さんの巡回等により一時おさえられておりましたが、8月17日土曜日に深溝におきまして倉庫が燃える不審火がございました。現在、町といたしましては不審火対策本部も継続設置中であり、今後も近隣市町とも情報交換を図りながら、また関係機関とも協力しながら、引き続き不審火の防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、開会に当たっての御挨拶といたします。よろしく願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

第38号議案 教育委員会委員の任命について、委員に任命させていただきます者の資料等を整えさせていただきました。議案及び議案関係資料と幸田町監査委員からの平成24年度幸田町歳入歳出決算審査意見書を、本日、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成25年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時08分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を5番 中根久治君、6番 都築一三君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月2日から9月27日までの26日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月2日から9月27日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり
ですから、御了承願います。

日程第3

○議長(大嶽 弘君) 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査4月分、5月分、6月分の3件、定期監査1件及び財政援助団体等監査
1件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願・陳情などは、お手元に配付のとおり、陳情
が2件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号は総務委員会に、陳情第2号は
文教福祉委員会にそれぞれ付託します。

次に、産業建設委員会、文教福祉委員会及び議会広報特別委員会の閉会中の活動状況
は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長(大嶽 弘君) 日程第4、報告第3号 財政健全化判断比率等について報告を求め
ます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号 財政健全化判断比率等につきまして御報告をいたします。

この件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び
第22条第1項の規定に基づき、平成24年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率
について、3ページの監査委員の意見書を付して報告をいたします。

2ページをお願いいたします。

まず、財政健全化の四つの判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につ
きましては、昨年度同様黒字となりましたので、数値が計上されませんでした。

次に、実質公債費比率は過去3年間の平均値でありまして、本年度は9.4%で、前
年度比1%の減となり、早期健全化基準の25%を下回っており、将来負担比率につ
きましては、昨年度同様に数値が計上されませんでした。

また、公営企業の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、下水道
事業特別会計、水道事業会計の3会計全てにおきまして黒字となり、数値が計上されま

せんでした。

なお、指標が一つでも基準値を上回る場合は、早期健全化計画等の作成が義務づけられることとなりますが、本町につきましては、全ての項目におきまして基準値を下回っております。

また、各比率の明細につきましては、議案関係資料1ページから4ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時30分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第5

○議長（大嶽 弘君） 日程第5、第37号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、第38号議案 教育委員会委員の任命について、以上2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書に戻りまして、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第37号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

山下 力委員が、平成25年12月31日に任期満了となることに伴いまして、その後任の委員を選任する必要があるからでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

中村信清氏、幸田町大字長嶺字南郷中27番地、昭和27年6月28日生まれ、61歳を、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

市町村の住民で、市町村税の納税義務がある者から、また固定資産の評価については、学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て市町村長が選任するというものでございます。

任期は、平成26年1月1日から3年間です。

中村氏につきましては、大学を卒業され、昭和46年に安城市役所に入庁され、市税課長、人事課長、建設部次長などを歴任後、議会事務局長、企画部長を経て、平成25年3月に定年を迎えられています。

また、現在は、安城市アグリライフ支援センターで再任用職員として所長を務めておられます。

公正中立な判断ができる方であるとともに、幅広い知識は、納税者としての固定資産

評価への信頼を確保する視点において、適任者と考えております。

議案関係資料につきましては、5ページから7ページをごらんいただきたいと存じます。

次に、7ページをお願いいたします。

第38号議案 教育委員会委員の任命についてであります。

内田 浩委員が平成25年10月4日で任期満了となるため、その後任の委員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、平成25年10月5日から4年間というものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

小野伸之氏、幸田町大字久保田字柴崎47番地、昭和28年7月25日生まれの60歳であります。小野氏につきましては、大学卒業後、額田町立下山小学校を初めに、赴任された小・中学校において児童・生徒の指導育成に当たられ、現在は、幸田町立北部中学校長として学校運営の先頭に立って指導されていらっしゃいます。

また、平成13年度・14年度の2年間は、幸田町教育委員会学校教育課指導主事として本町教育行政全般において教育振興に御尽力いただきました。

こうした経験から、またお人柄も高潔にして温厚であり、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。既に退職願が出され、9月末日には現職を退かれる予定でございます。

なお、議案関係資料につきましては、8ページから10ページでございます。

以上、2件について提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、よろしく可決・承認・御同意賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第37号議案の質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第38号議案の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の教育委員の任命につきましては、まず教育委員として任命をする。その後に教育委員の中から教育長を選任をしていくということでもありますけれども、予定をされる小野伸之氏につきましては、教育長というような後が予定をされる、こういう中での提案でありますけれども、現在、現職ということで北部中学校の校長先

生であります。過去、内田教育長におきまして、8年前に現職で退職をし、そして教育長という任につかれたわけであります。今回も、そのような事例の中での提案であります。そのことにつきましてお尋ねしたいというふうに思います。

今、非常に学校現場は厳しい状況の中におかれております。そういう中で、少人数学級等におきましての推進も図られているところでありますが、今回の校長の退職ということで、学校現場への混乱、こうした点につきましてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の教育委員の北部中学の校長を選任するに当たりましては、任半ばという状況の中で新たに選任をするわけでありまして、実態として、教育委員の人事、教職員の人事に関しまして、私の申し上げるところではないわけでありまして、既に教育委員会と調整をさせていただいて準備をしているという状況でございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 愛知県の教育委員会と調整をとっているということでありまして、しかしながらやはりこうした道半ばでの交代ということについては、今の現場の状況を考えるといかがかなと思う次第であります。十分、その辺も混乱が起きないように調整をとっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

次に、提案をされた小野伸之氏につきまして、町長としては、教育行政にどのような任を持って当たっていくのか、その点についてのお考え等を伺った、この件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの人事に混乱が起らないようにというような形での対応は十分にしていきたいと思います。

それから、小野氏につきましては、既に教育委員会に派遣でお越しいただいて、経験があります。指導主事としての派遣をされておまして、教育の学校事務の現場も経験していただいていますし、学校としての校長としての責任者としても経験しておられます。

特に、私が小野さんとお話をさせていただいた中で、一番今心配していることは何かということで、一番最初は、今、丸山議員がおっしゃったように、任半ばで交代してやるということがちょっと非常に心配だということもありますけれども、教育委員となった段階においては、今、学校の先生は非常に多忙であると。いかに、今後、もっと先生方が子どもたちと接する時間を多く持てるような形にしていくことが一番いいんじゃないかと。雑用を何とか簡略化してといいますか、子どもたちと一緒に先生は動けるような、そういう形に持っていきたいと。それが一番大きな願いでもありまして、私も小野さんをお願いに上がったときにいろいろお話しさせていただきました。そういう意味で、次の教育委員として今は選任されるわけでありまして、そういう方が指導いただけたら大変いいなというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この議案、つまり教育委員会委員の任命については、この議案は早くから議員に知らしめられた。しかし、誰が教育委員として人選されてくるのか全くわからなかったですよね。きょう初めて小野さんが教育委員会委員に任命をしたいという形で町長が提案をされた。後、この議会の中では、たくさんの議案が町長から提案・提出されております。なぜ、それと合わせて教育委員の任命についての議案を出されなかったのか。幸田町のあしき慣行と、人事案件については即日、つまりきょう提案したらきょう即決するんだと、こういうあしき慣行がはびこっている。その上に町長がのっかって、人事案件だからと言って、きょう初めて小野さんという方を議会に公表をして、さあどうぞと、あと30分せんうちに採決に入っていっちゃう。こういうやり方について、教育委員会委員という任務の大きさというものを考えたときに、そういうあしき慣行の上ののっかった人事の提案の仕方について町長はどういうふうにお考えなのか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の教育委員につきましては、当日、議案差しかえというような形で御提案申し上げたところであります。

あしき慣行かどうかはいろいろ考える余地もありますけれども、要は現職の教職員が人事異動が発令されるということになりますと、先ほど丸山議員がおっしゃったように、途中で子どもたちの動揺は隠せないんじゃないかというようなことも踏まえて、この9月2日に選任同意をいただいて、実態は9月末日におやめいただくことになるわけです。それは、県の教育委員会のやり方といいますか、そういう方向がございまして、実態はそういう形になりまして、教育委員会を開いていただいて、新たな教育長を選任するというような段階的に踏まえていくわけでありまして、そういうことを踏まえますと、やはり人との人事という問題は非常に難しい。それが1カ月も2カ月も前から話がされているようであれば、非常に学校においてもやりづらいであろうと、そういうことを考えまして、今回、このような形にさせていただきます。

本来ですと、例えば退職していらっしゃる方だとか、在野の方であれば、それは早くできたかもしれません。教職員の人事異動を絡めておりますので、その辺のことは十分に御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは言いわけでしかないですよ。いや、現職だからと。現職を選ばれたのは誰ですか。現職に白羽の矢を立てたのは誰ですか。あなたでしょう。そのことによるいろんな問題は想定できる。想定できるときに、いや、現職でございません。1カ月、2カ月も前からと。これでいけば、8月16日にこの履歴が提出をされた。そのざっと言って1カ月前ぐらいには、恐らく町長と小野さんとの膝を詰めた話がされただろうと。そんなところまで私は詮索するつもりはございません。

ただ、8月16日にこの履歴書が提出をされたという時点でいけば、双方、つまり町長と小野さんの合意が成り立って、幸田町の教育委員会の委員として議会の同意を得て、その任につきませんと。こういう証として、この履歴書が出されたわけでしょう。違い

ますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） そういうお考えもあろうかと思えますけれども、現内田教育長が2期8年で退任される後ということでのお考えは十分に承知されているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう考えがあるのかなとかという問題じゃない。経過として、8月16日付で小野さんの履歴書が提出をされているということは、小野さんも腹を固めた、現職であってもね。現職を選任したから人事異動が出るなんて、当たり前の話です。当たり前のことをもっともらしく格好つけて言っとるけれども、現役の第一線の人を選んで違う部署の第一線になろうと思ったら、現役の人も伴って人事異動が出るのは当たり前。当たり前のことを、さも、早々に発表すると人事異動が混乱が起きると。混乱の起きることをあなたがやったわけだ。違うか。

そういうことを言っておきながら、隠し隠しやって、あしき慣行として当日出して、さあ即決せよというのは、議会の審議権に対する侵害ですよ。この人の人物がどうかはわかりません。この履歴を見ただけでどうだという判断はできん。そうしたときに、議会の同意を得ようと思ったら、私は少なくともこの9月定例会に提出をされる町長提出議案と同じレベルで同じ時期にこの履歴が出されてしかるべきでしょう。それが人事異動がどうのこうのというのは、取ってつけた理由。現役である限りは人事異動が伴ってくる。当たり前の話を当たり前と言って格好つけとるだけじゃないのか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろんな見方があろうかと思えますけれども、あしき慣例ということであるならば、後ほどまたよく検討しなければいけないと思えますけれども、ただいろんな面に波及するというのが非常に心配されたわけで、今回、このようにさせていただいたことをひとつよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 現役である限り、いろんなところに波及する、そんなの当たり前の話ですよ。当たり前のことを当たり前と言って、格好つけただけだということだ。

したがって、私が申し上げたいのは、要は幸田町の議案に対する特に人事案件については、あしき慣行として、議会が始まった、その日に提案をして、即決をするというあしき慣行は改めるべきだ。これはきちっと申し上げて、次に入ります。

次につきましては、町長及び教育長にそれぞれの見解をいただきたいわけですが、今、教育委員会の独立性というものがいろんな角度から言われております。この8月22日に開かれた中央教育審議会の教育制度分科会で報告がされました。その報告というのは、全国の市町村の首長、つまり市町村長と教育長にアンケートを出して、そのアンケートについて、それぞれ教育委員会の独立性の問題についてどういう首長の意見、教育長の意見がなされたかということが新聞に報道をされております。

そうした点で、町長、このアンケートについてどういうふうなお考え方を出されたのか。つまり、合議制の執行機関としての教育委員会制度を維持しつつ制度改善を図るの

がどうか、あるいは現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行うことについての是非はどうだと。大まかに言って、この二つの内容であります、それぞれ答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大変恐縮でございますけれども、私、そのアンケートがあったかないか、ちょっと覚えがございません。それを一度確認させていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 教育委員会制度が、今、非常に大きな課題になっておるといことは十分承知しております、この教育委員会制度の根幹は、教育委員の合議制にあるというのが現在の基本的な部分であります。

そのことについて、教育委員会としての見解としましては、この合議制を維持していくべきであると、こういう見解を持っておりますが、それがアンケートにそのように答えたかどうかは確認しないと何とも言えませんけれども、そのような基本的な考えを持っておりますので、幸田町の教育委員会としてのスタンスはそのように表明させていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長は、このアンケートがあったかなかったか、記憶にないわ、後で調べるわなんて、こういうことですが、これは先ほど申し上げたように、中央教育審議会、文科省の諮問機関であります、この諮問機関の中で、この調査は東京大学の大学院教育研究科准教授が実施をしたと。その内容については、先ほど申し上げたように、22日の審議会の中で報告がされたと。

なぜ、こうした問題が今議論の対象になっているのか。それは、安倍政権が教育委員会を行政の、つまり執行機関の行政の教育委員会とは別に独立性を敵視をして、時の政府の言いなりになるような、そういう教育委員会に変更させていこうと、こういう取り組みをしている。こういう中で、それぞれの首長が51%、教育長の59%が、教育委員会が首長部局から独立していることが首長にとって制約しているのかどうかと言ったら、いや、制約しとらへんと51%の首長がそう言ってる。教育長も、59%がそんなこと言っとらへんと。教育委員会の自主性・独立性はきちっと守れというのが、全国の首長及び教育長の見解だと、こういう内容であります。

それに敵視を燃やして、もう今月中、月が変わった今月中に、この諮問会議が開かれて、安倍政権がどういう形でやってくるか、これはわかりません。しかし、方向性としては、教育委員会の今のシステムは邪魔な存在だと、こういう形で来ているわけです。

なぜ私がそういうこと聞くかと。先ほど丸山議員の中であなたがずっと答えたわけですが、小野さんについては、内田教育委員の後任ですよ。これは任期満了です。内田教育委員は教育長だと。教育長の内田教育委員が任期満了で退任をされる。その後がまにと言ったら御無礼に当たりますけれども、後任として小野さんが教育委員会委員として任命をされます。その任命後に小野さんは教育長になってくるでしょうと、こういう問いに対し、多分そうだろうと、こういう答弁をされました。そのことのは

非については、また後ほど機会があれば申し上げますけれども、そういう一つの流れの中で、小野さんがこの教育委員会の性格、任務、そうしたものについてどういう見解、どういう認識を持っておられるのか、町長、お聞きしたかい。聞いとらへんわな。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 小野さんにつきましては、私のところへ来ていただいて、いろいろな御意見を聞かせていただきました。いじめ・不登校の問題、それから先ほど申し上げたように、先生の夜遅くまで雑用を踏まえてやっていたら、子どもと接する時間が本当に短くなってきている。そういうものを解消していくようなことをやっていきたいということ、この小野さんにつきましては、町の派遣で指導主事をやっておられたんで、定例の教育委員会がどういうことをやっているかについては承知をしておられる方あります。

ですから、そういう面では、教育委員会が今後どういう形にしていくかについては、前任の教育長から経過を話していただきながら、さらに新しい方向、いろいろな面については御検討いただける方だというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はなぜこれほどまで言うかと言ったら、教育委員会の独立性・自主性が、今、安倍政権のもとで大きく進捗をし、行く行くは教育委員会制度そのものをなくしていこうという方向性になってきている。そうしたときに、中央教育審議会の関係で制度関係についてのアンケート、こういうものをとったよということ为先ほど申し上げたという形であります。

そうした中で、現在の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村が行うということについて首長や教育長はどう考えておるのか、こういう設問されております。

首長は58%、教育長は85%が、そんなことあかんと。教育委員会の自主性を損なうような、市町村がその事務を行うというようなことはあかんとということと、もう一つは、現在、合議制の執行機関としての教育委員会を存続しつつ制度改善を図ると、こういう問いかけに対して、首長の57%、教育長の67%が賛成という形であります。少なくとも、現在の制度を維持しながら、制度は万能ではございません。制度をどういう形で改善していくかというのは、常に検証していく内容である。しかし、ここでとられているのは、大もとは合議制の教育委員会を町長部局とは独立した形の中で維持をすべきだと、こういう方向性だということであります。

したがって、私は町長に求めたいのは、これからこういう内容がもっとも政治の中心舞台に躍り出てくるであろうと。そうしたときに、首長たる者が、今の教育委員会、あるいは教育行政はどうあるべきかという指針を持っていかないと流れていく、流されるというふうに思います。その点で町長の見解をお聞かせいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 教育委員会と町長部局との関係でありますけれども、独立性というのは、これはやっぱり継続すべきことであろうというふうに思っております。

ただ、今、いろんな新聞を読んでおりますと、実は、教育委員会教育長には予算権限が、執行権限がないわけでありまして。それは、教育委員会や、私ら町長部局に対して、

こういうものをつくってほしいというような要望事項を踏まえて町長部局でつくるというのが、それが今の現行でありますけれども、将来は、そういう教育長が全て責任を持ってやるような方向になるようなことも新聞にはいろいろ書いてある。それも私は非常に危惧すると申しますか、それが本当にいいことかどうか。

そうしますと、全て町長部局から教育委員会部局が離れて、全部独立してやるというような方向も新聞には書いてあります。しかし、私は甘んじてそれを全てうのみにしているわけではないわけでありまして、それをよく今後どういう動きがあるのか、よく見ながら幸田町の教育行政についても対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第37号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、原案どおり同意されました。

次に、第38号議案 教育委員会委員の任命について原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案どおり同意されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩とします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時12分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

日程第6

○議長（大嶽 弘君） 日程第6、第39号議案から認定議案第9号までの22件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案の第39号議案から第43号議案までの5件につきまして、先に提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

第39号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、幸田駅南駐車場の廃止等に伴い、必要があるからであります。

まず、改正の概要であります。幸田駅南駐車場に関する規定を削るとともに、回数駐車券の廃止、使用料の還付の条件の変更及び駐車場における禁止行為の特例を定め、幸田駅西第2駐車場の使用料を定期利用のみとするものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

別表の第1から「幸田駅南駐車場の項」を削った上で、別表第1を第2条に加え、別表第2を第3条第2項に改めるとともに、同条第1項の条文を整理し、ただし書きの「特別な理由」については、第3項として新設し、第4条第2項の「回数駐車券」を削るものであります。

また、第7条第1項の条文を整理し、ただし書きの「返還の事由」については、第1号及び第2号に号立てし、第9条（駐車拒否）、第10条（行為の禁止）、第14条

(割増使用料)のそれぞれについて特例事項を加えました。

別表第3においては、幸田駅西第2駐車場を定期利用のみとするため、「時間利用の項」を削り、さらに「幸田駅南駐車場の項」を削った上で別表に改めるもので、その他、条文全体において字句等の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、平成26年1月1日からでございます。

議案関係資料は、11ページから15ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。

第40号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、延滞金及び還付加算金の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、負担軽減の観点から延滞金及び還付加算金を町税の取り扱いと同様とするものであります。

14ページをごらんいただきますようお願いいたします。

具体的には、附則第2項及び第3項を追加し、延滞金及び還付加算金の割合につきまして、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率が引き下げられたことに鑑み、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、まず年14.5%の割合のものにあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、また年7.3%の割合のものにあつては、当該特例基準割合に年1%を加算した割合とするものであります。

なお、第3項の還付加算金につきましても、特例基準割合とするものであります。

その他、条項及び字句の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日からであります。

議案関係資料につきましては、16ページから19ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案書17ページをお開きいただきたいと思います。

第41号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、延滞金の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、負担軽減の観点から延滞金を町税の取り扱いと同様とするものであります。

続きまして、18ページをお願いいたします。

具体的には、附則第2項を追加し、延滞金の割合につきましては、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことに鑑み、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、まず年14.6%の割合のものにあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、また年7.3%の割合のものにあつては、当該特例基準割合に年1%を加算した割合とするものであります。

その他、条項及び字句の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日からであります。

議案関係資料は20ページから22ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案書19ページでございます。

第42号議案 財産の取得についてでございます。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、高規格救急自動車の取得に伴い、必要があるからでございます。

20ページをごらんいただきたいと思っております。

物品名は、高規格救急自動車で、物品の概要は、高規格救急自動車1台であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1地内であります。

契約金額は、1,995万円、契約の方法は、3社による指名競争入札を7月23日に実施し、契約の相手方は、岡崎市上和田町字北天白8番地1、愛知トヨタ自動車株式会社六名営業所所長 佐野真二であります。

議案関係資料は、23ページから27ページを御参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

第43号議案 財産の取得についてでございます。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、高度救命処置用資機材の取得に伴い、必要があるからでございます。

22ページをお願いいたします。

物品名は、高度救命処置用資機材で、物品の概要は、高度救命処置用資機材一式であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1地内であります。

契約金額は、976万5,000円、契約の方法は、8社による指名競争入札を7月23日に実施し、契約の相手方は、岡崎市青木町1番地1、株式会社名古屋医理科商会三河営業所代表取締役 松本義彦であります。

議案関係資料は、28ページから31ページを御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、補正予算関係について説明をいたします。

第44号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ2億5,483万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ124億9,333万4,000円とするものであります。

それでは、まず歳入からでありますけれども、主な補正内容を説明させていただきます。

補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと思っております。

10 款町税では、法人町民税法人税割におきましては、業績の好転により、2 億円を追加し、過年分におきましては、修正申告による 4,500 万円を追加するものであります。

また、固定資産税におきましては、自動車関連企業等の設備投資の増加により、償却資産分 1 億 8,000 万円を追加するものであります。

次に、60 款県支出金につきましては、認知症高齢者グループホーム整備に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費交付金の新規計上と、農業委員会補助金、新規就農総合支援事業補助金、観光施設費等補助金を追加するものであります。

次に、70 款寄附金につきましては、文化振興事業に対する社会教育費寄附金を新規計上するものであります。

次に、75 款繰入金につきましては、土地取得特別会計からの繰入金の追加と今後の教育関連施設の整備に備え教育施設整備基金の取り崩しを取りやめ、財政調整基金からの繰入金の減額で全体の調整をするものであります。

10 ページをお願いいたします。

次に、80 款繰越金につきましては、予算現額に対し 3 億 1,905 万 7,000 円の超過となりましたので、その全額を追加するものであります。

次に、85 款諸収入につきましては、電気自動車用充電設備設置事業負担金を新規計上するものであります。

続きまして、歳出でございます。

12 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、人件費の補正につきましては、20 款民生費、25 款衛生費、35 款農林水産業費におきましてお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴うものであります。

次に、15 款総務費につきましては、総務管理費におきまして、出納室の非常勤職員の賃金を新規計上するものであります。

次に、20 款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額と認知症高齢者グループホームの整備に対する交付金を新規計上するものであります。

次に、25 款衛生費につきましては、保健衛生費におきまして、前年度精算によるがん検診推進事業還付金を新規計上するものであります。

14 ページを次にお願いたします。

30 款労働費につきましては、産業振興課職員の産休に伴い非常勤職員の賃金等を新規計上するものであります。

次に、35 款農林水産業費につきましては、農業費において、農地地図システム整備業務委託料と道の駅に設置予定の電気自動車用充電設備の整備費を新規計上し、新規就農総合支援事業補助金を追加するものであります。

また、農地費におきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものであります。

次に、16 ページをお開きいただきますようお願いいたします。

次に、40款商工費につきましては、大井池周辺施設改修工事費を追加するものであります。

次に、45款土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、生活道路整備等工事費を追加するものであります。

また、都市計画費におきまして、幸田駅前土地区画整理事業特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、55款教育費につきましては、教育総務費におきまして、今後多額の整備費が見込まれます町民会館等の施設改修費のために教育施設整備基金への積立金を新規計上するものであります。

また、小学校費及び社会教育費におきましては、財源更正するものであります。

以上が、平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第45号議案であります。平成25年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書21ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ2,472万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ6,952万6,000円とするものであります。

補正予算説明書28ページをお願いいたします。

歳入につきましては、前年度繰越金の追加のみであり、歳出につきましては、30ページのとおり、一般会計繰出金を歳入と同額追加し調整をいたしました。

次に、第46号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書33ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ6,526万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億9,639万2,000円とするものであります。

補正予算説明書40ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、前年度繰越金の追加のみであり、歳出につきましては、42ページをごらんいただきたいと思います。

枯渇している財政調整基金の積立金を歳入と同額追加し、安定した特別会計の運営のため積み立てをいたしました。

次に、第47号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書45ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

48ページをごらんいただきたいと思いますが、補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金と同額減額するものであります。

続きまして、第48号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書51ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ1,143万1,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出

それぞれ14億845万2,000円とするものであります。

補正予算説明書の58ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましては、国庫支出金と支払基金交付金及び県負担金の過年度分の精算交付と前年度繰越金の追加により、介護給付費準備基金の取り崩しを取りやめるものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書60ページをごらんいただきたいと存じます。

諸支出金では、過年度精算により国庫支出金等の返還金を追加し、介護給付費準備基金積立金の追加により全体の調整をするものであります。

続きまして、第49号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書63ページをごらんいただきたいと思えます。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、66ページをごらんいただきたいと存じます。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものであります。

続きまして、第50号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の69ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は歳入のみでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、72ページをごらんいただきたいと思えます。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものであります。

続きまして、第51号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書75ページをごらんいただきたいと思えます。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、78ページをごらんいただきたいと存じます。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものであります。

次に、決算認定に入らせていただこうと思えますけれども、認定第1号から認定第9号までの決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、本議会の認定に付するものでございます。一般会計から順次説明申し上げます。

別冊の「平成24年度各会計決算書」及び「平成24年度決算に係る主要な施策の成果の説明書」を順次ごらんいただければと思っております。

まず、認定第1号 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりでございます。

まず、決算書174ページをお開きいただきたいと思えます。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入決算総額133億7,659万4,000円、歳出決算総額126億1,199万7,000円で、差引額7億6,459万7,000円となりました。

24年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越しすべき財源が1億2,754万円ありましたので、実質収支額につきましては、6億3,705万7,000円となっております。

決算額の増減の大きな費目について説明をさせていただきます。

まず、歳入の問題でありますけれども、決算書の18ページから全体には69ページまで、それから主要な施策の成果の説明書におきますと、21ページからをごらんいただきたいと思います。

平成24年度の税込総額は75億1,703万1,000円で、前年度比1億3,934万4,000、1.8%の減収となりました。

決算書の18ページからをお願いいたします。

まず、10款の町税では、町民税個人分は、税制改正などにより若干の増加がありましたが、法人分につきましては、自動車関連企業を初めとする主要企業の業績が円高やタイの洪水などの影響により、前年度比2,593万円、3.9%の減収となりました。町民税全体では、28億7,775万3,000円で、前年度比9,767万4,000円、3.5%の増収となっております。

固定資産税につきましては、家屋分は評価がえなどにより、1億3,916万2,000円、10.4%の減収となり、償却資産分につきましても、設備投資の抑制から1億69万9,000円、6.2%の減収となっております。固定資産税全体では、40億1,848万7,000円で、前年度比2億2,050万円、5.2%の減収となりました。

そのほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税につきましては、総額で6億2,079万1,000円となり、1,651万8,000円の減収となっております。

次に、20ページからをごらんいただきたいと思いますが、15款の地方譲与税につきましては、1億3,696万6,000円で、自動車重量譲与税の減により、前年度に比べ6.2%の減となりました。

次に、22ページからをごらんいただきたいと思いますが、20款の利子割交付金から30款の自動車取得税交付金までの各種交付金につきましては、景気の若干の回復により、前年度並み、または微増傾向となり、交付額は総額で5億3,230万7,000円となり、前年度に比べ2,287万3,000円の増加となりました。

次に、26ページからをごらんいただきたいと思いますが、33款の地方特例交付金につきましては、自動車取得税減税に対する減収分の補てん分と、子ども手当のための特例交付金が廃止されたことにより、3,320万4,000円となり、前年度に比べ69.9%の減となっております。

35款の地方交付税につきましては、全額が特別交付税で、外国人住民に係る住民基本台帳システム改修や経済危機対応などによる5,058万4,000円が交付されております。

次に、28ページをごらんいただきたいと思いますが。

40 款の交通安全対策特別交付金につきましては、588 万 1,000 円で、ほぼ前年度並みとなりました。

45 款の分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金と養護老人ホームの入所に係る本人及び扶養義務者負担金が主なもので、1 億 9,682 万 5,000 円で、保育園実施児童の増加による保育料保護者負担金の増により前年度に比べ 5.9% の増となっております。

50 款の使用料及び手数料につきましては、じん芥処理手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料が主なもので、2 億 3,772 万 7,000 円で、じん芥処理手数料の減少などにより前年度に比べ 1.8% の減となっております。

次に、34 ページからをごらんいただきたいと思いますが、55 款国庫支出金につきましては、9 億 8,129 万 6,000 円で、前年度比 43.5% の減となりました。

主な要因といたしましては、子ども手当負担金や社会資本整備総合交付金の減によるものであります。

40 ページからを次にお願いいたします。

60 款の県支出金につきましては、5 億 7,588 万 3,000 円で、7.8% の減となりました。

主な要因は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金事業補助金の減によるものであります。

50 ページから次をお願いいたします。

65 款財産収入につきましては、1,994 万 6,000 円で、土地の貸し付け、基金の利子、不動産の売り払いが主なものであります。

70 款寄附金につきましては、211 万 5,000 円で、文化振興事業等のための指定寄附採納分であります。

次に、54 ページからをお願いいたします。

75 款繰入金につきましては、15 億 7,461 万 6,000 円で、前年度比 7.3% の減となりました。

その要因といたしましては、相見駅開業により都市施設整備基金からの繰入金的大幅な減と、財源不足により財政調整基金からの繰入金的大幅な増があったためであります。

56 ページであります。

次に、80 款の繰越金につきましては、6 億 7,222 万 2,000 円となり、前年度比 2 億 7,158 万 6,000 円の減となりました。

次に、85 款の諸収入につきましては、預託回収金、保育所、小・中学校の給食費実費徴収金など他の費目に属さない収入金であります。ほぼ前年度並みの総額で、4 億 7,499 万 1,000 円となりました。

次に、68 ページをごらんいただきたいと思いますが、

90 款の町債につきましては、3 億 6,500 万円で、9,000 万円の減となりました。24 年度は、国営かんがい排水を初め新駅周辺開発、防災行政無線デジタル化整備のための借り入れを行ったものであります。

次に、歳出について主なものについて説明申し上げます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思いますので、主要な施策の成果の説明書の14・15ページをお開きいただきたいと思います。

まず、性質別の義務的経費であります。人件費は全体で31億852万8,000円となり、1.7%の増であります。これは、勸奨退職者の増による退職手当組合負担金の増や職員増による職員給与の増などです。

次に、扶助費につきましては、15億9,381万1,000円で、1.7%の増となりました。これは、障害者福祉サービス費等の増加により増額となったことによるものです。

次に、公債費でありますけれども、12億3,258万円で、2.8%の増となりました。これは、20年度に借入れした幸田中央公園整備や学校給食センター移転改築の償還が始まったことによるものです。

次に、物件費は19億4,772万2,000円で、6.4%の減となりました。これは、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種や日本脳炎予防接種の減少や職員用パソコン購入費の減が主なものとなっております。

次に、維持補修費につきましては、2億3,837万4,000円で、11.8%の増、補助費等につきましては、14億3,815万7,000円で、4.5%の増となりました。

次に、積立金につきましては、利子分のみ積み立てとなり、1,534万円で、36.3%の減となりました。

次に、普通建設事業につきましては、17億3,257万8,000円で、前年度と比べ50.1%の減となりました。

主なものとしては、国庫補助事業分として、防災行政無線デジタル化整備事業、相見駅周辺整備事業、豊坂小学校大規模改造事業などを実施いたしました。また、国庫補助事業以外の単独事業では、国営かんがい排水事業、相見駅建設及び自由通路設置事業、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設負担金などを実施しました。

なお、平成24年度につきましては、わしだ保育園増築・大規模改修事業で1億6,500万円、舗装路面性状調査事業で550万円、坂崎野場1号線舗装改良事業で2,700万円、幸田小学校大規模改造事業で1,000万円、幸田中学校大規模改造事業で4,700万円を次年度へ繰越明許いたしました。

次に、財政指標についてでございます。

主要な施策の成果の説明書18ページをごらんいただきたいと思います。

まず、単年度の財政力指数であります。法人町民税割の増加により1.05から1.07となり、0.02ポイントの上昇となりましたが、経常収支比率につきましては、92.0%から95.6%となり、3.6ポイント悪化いたしております。

その要因といたしましては、分子であります経常経費充当一般財源のうち人件費や扶助費が増加し、分母である経常一般財源は税収の減が主な要因でございます。財政の硬直化がさらに進行していることが数値にあらわれております。

実質公債費比率は、10.4%から9.4%と1.0ポイントの減少となりました。こ

れは、分母である標準財政規模が6億5,000万円ほど増加したことにより改善したものであります。

以上が、一般会計の決算概要であります。よろしくお願いたします。

次に、認定第2号、特別会計に入っております。平成24年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の177ページから194ページ並びに主要な施策の成果の説明書の125ページからをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額1億1,593万4,000円、歳出決算総額9,121万3,000円で、差引額2,472万1,000円であります。

歳入につきましては、ハピネス・ヒル・幸田代替用地の一般会計への売り払い収入5,075万2,000円や荻字東中や横落字郷前地内の用地売り払いなどの財産収入が主なもので、前年度対比20.1%の減となりました。

歳出につきましては、荻谷小学校拡張用地の先行取得や、一般会計への繰出金が主なものであります。

次に、認定第3号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算書の197ページから242ページ並びに主要な施策の成果の説明書137ページからをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額30億5,415万8,000円、歳出決算総額29億3,889万6,000円で、差引額1億1,526万2,000円であります。

歳入につきましては、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金の増加などにより、歳入総額では、1億1,652万4,000円、4%の増となりました。

歳出につきましては、療養諸費や後期高齢者支援金の増加などにより、歳出総額では、7,386万2,000円、2.6%の増となりました。

次に、認定第4号 平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書は245ページから268ページ並びに主要な施策の成果の説明書におきましては、155ページからをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額2億7,625万4,000円、歳出決算総額が2億7,574万円で、差引額は51万4,000円となりました。

歳入につきましては、保険料率の改定による保険料の増や事務費繰入金の増加により、歳入総額では前年度対比3,524万9,000円、14.6%の増となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療システムの更新による一般管理費や、後期高齢者納付金の増加によりまして、歳出総額で前年度対比3,558万9,000円、14.8%の増となりました。

次に、認定第5号であります。平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算書は、271ページから310ページ並びに主要な施策の成果の説明書におきましては、163ページからをごらんいただきたいと思っております。

歳入決算総額13億5,094万2,000円、歳出決算総額13億3,822万1,0

00円で、差引額は1,272万1,000円となりました。

歳入の主な内訳は、保険料の改定や被保険者数の増加によりまして、第1号被保険者保険料が3億2,255万7,000円、国県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の総額が8億1,069万9,000円、一般会計からの繰入金は2億728万2,000円となり、歳入総額では、前年度対比1億2,838万8,000円、10.5%の増となっております。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増や介護報酬の引き上げにより増加した介護給付費及び審査支払手数料全体で12億4,773万円、要介護認定に係る経費として1,847万円、一般管理費、賦課徴収事務を合わせ1,340万5,000円、地域支援事業費として3,804万1,000円などとなりまして、歳出総額で前年度対比1億2,532万円、10.3%の増となっております。

次に、認定第6号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

決算書の313ページから332ページ並びに主要な施策の成果におきましては、177ページからでございます。

歳入決算総額6億4,892万4,000円、歳出決算総額6億3,621万2,000円で、差引額1,271万2,000円となりました。

24年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が1,159万7,000円ありましたので、実質収支額につきましては、111万5,000円となっております。

歳入につきましては、主な内訳は、都市計画道路整備に係る国・県支出金が3億1,990万3,000円、一般会計からの繰入金が1億2,000万円、繰越金が641万8,000円、町債が2億260万円となり、歳入総額で前年度対比8,981万円、16.1%の増となっております。

歳出につきましては、人件費を初めとする総務管理費として1,794万5,000円、移転補償費等の土地区画整理事業費が6億621万4,000円となりまして、歳出総額で前年度対比8,351万6,000円、15.1%の増となりました。

次に、認定第7号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。

決算書335ページから354ページ並びに主要な施策の成果の説明書185ページからをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額3億7,179万4,000円、歳出決算総額3億6,391万円で、差引額788万4,000円となりました。

歳入の主な内訳は、新規加入者の増加により受益者分担金が1,204万5,000円、排水処理施設使用料が8,380万9,000円、繰越金が594万円、一般会計からの繰入金が2億7,000万円となりまして、歳入総額で前年度対比1,249万3,000円、3.4%の増となりました。

歳出につきましては、職員1人分人件費を初めとする総務管理費1,517万2,000円のほか、維持管理費として処理場の施設管理、保守点検委託料及び管路等の維持補

修を行い1億8,398万3千円、公債費は1億6,475万5,000円となり、歳出総額で前年度対比1,055万円、3%の増となりました。

次に、認定第8号であります。平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算書の357ページから380ページ、主要な施策につきましては、193ページからをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額5億8,733万4,000円、歳出決算総額5億7,840万7,000円で、差引額892万7,000円となりました。

歳入の主な内訳は、受益者負担金は679万7,000円、下水道使用料は、新規接続増加により2億1,357万6,000円、国庫支出金は事業費の減により780万円、一般会計からの繰入金は3億4,000万円、町債を970万円借り入れし、歳入総額で前年度対比5,482万円、8.5%の減となりました。

歳出につきましては、職員5人分の人件費を初めとする総務管理費5,408万1,000円のほか、浄化センター利用に伴う汚水処理費負担金などの維持管理費が1億2,625万4,000円、下水道建設事業費は相見処理分区の整備費が減少となりまして6,592万円、公債費は3億3,215万2,000円となり、歳出総額で前年度対比5,435万7,000、8.6%の減となりました。

平成24年度末の整備状況は、単独公共下水道区域が整備済み面積134.5ヘクタール、管渠延長が4万6,020.7メートル、流域関連公共下水道区域が整備済み面積が430.1ヘクタール、管渠延長11万5,930.3メートルとなりました。下水道普及率は69.2%となり、前年度末から0.5%の伸びとなっております。

最後に、認定第9号 平成24年度幸田町水道事業会計の利益の処分及び決算認定についてでございます。

決算書393ページから429ページ並びに主要な施策の成果の説明書におきましては、223ページからでございます。

収益的収入及び支出につきましては、営業収益など6億7,151万4,000円の収入に対し、営業費用など6億4,336万6,000円を支出した結果、2,814万8,000円の収支差し引きとなりました。

なお、損益計算上の当期純利益は2,389万6,000円となり、前年度繰越利益剰余金を加え、6,243万8,000円の未処分利益剰余金となりました。

このうち剰余金処分計算書(案)に示したとおり、減債積立金に7,084万円を、建設改良積立金に1,500万円を積み立て、残高4,035万4,000円を翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定をしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、工事負担金収入等に対しまして建設改良費等を支出した結果、収支差し引き1億2,753万3,000円の不足となり、これは、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、平成25年第3回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案5件、補正予算8件、決算認定9件につきまして提案理由の説明をさせていただきました。慎重に審

議の上、全議案とも可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7

○議長（大嶽 弘君） 日程第7、決算審査意見の報告を行います。

羽根渕保博監査委員から、決算審査意見の報告をお願いいたします。

監査委員。

〔監査委員 羽根渕 保博君 登壇〕

○監査委員（羽根渕 保博君） 御指名でございますので、報告をさせていただきます。

去る7月30日から8月8日まで実質7日間にわたり行いました平成24年度の決算審査の結果について申し上げます。

平成24年度幸田町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属資料、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、あわせて関係職員の説明を求め聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考とし、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の18ページ、第6「むすび」に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、その朗読をもって報告にかえさせていただきます。

第6 むすび

平成24年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況及び水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して、本審査のむすびとする。

平成24年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入197億8,194万円、歳出188億3,460万円で、前年度と比較し歳入11億7,138万円（5.6%）、歳出13億859万円（6.5%）とおのおの減少となっている。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は9億4,734万円で、翌年度へ繰り越す財源の1億3,914万円を差し引いた実質収支は8億820万円の黒字、単年度収支においても802万円の黒字となっている。

一般会計の歳入は、総額133億7,659万円で、前年度と比較し15億469万円の減少となっている。町税全体では75億1,703万円、前年度と比較し1億3,934万円（1.8%）の減収となった。町民税については、個人町民税が税制改正等により前年度と比較して1億2,360万円の増となり、全体で9,767万円の増加となっている。固定資産税については、償却資産分において引き続き設備投資の抑制で1億70万円の減となり、家屋分の減価と相まって、全体では2億2,050万円の減収となっている。

町税以外で減少となった主な科目は、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰入金などである。中でも、国庫支出金が7億5,524万円、繰入金が1億2,404万円の大幅な減となっている。

減少の要因として、国庫支出金については、社会資本整備総合交付金、子ども手当負担金の減、県支出金については、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金、緊急雇用創出事業費補助金の減、繰入金については、相見駅が開業したことに伴い、都市施設整備基金が減となったことによるものである。

一方、増加となった主な科目は、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、地方消費税交付金及び配当割交付金などであった。

一般会計の歳出は、総額126億1,200万円で、前年度と比較し15億9,707万円の減少となっている。

主な増減要因を歳出目的別に見ると、減少した費目は、相見駅建設及び自由通路設置事業や職員用パソコン購入等の終了により総務費で20億2,868万円の減、緊急雇用創出事業補助金の終了等に伴い労働費で8,721万円の減、駅前再開発事業の工事費、公有財産購入費、相見駅周辺開発整備事業の工事費の減により土木費で1億1,102万円の減少となった。

次に、増加した費目は、介護保険特別会計への繰出金の増、わしだ・大草保育園用地取得などにより民生費で1億6,168万円の増、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設負担金により衛生費で5,528万円の増、国営かんがい排水事業負担金等により農林水産業費で2億7,029万円の増、防災行政無線デジタル化整備により消防費で4,371万円の増、豊坂小学校地震補強・大規模改造、小学校扇風機設置等で教育費は8,756万円の増などが主なものとなっている。

特別会計全体では、歳入総額64億534万円、歳出総額62億2,260万円で、歳入3億3,331万円（5.5%）、歳出2億8,848万円（4.9%）とおのおの増加となっている。

土地取得特別会計は、歳入567万円（5.1%）、歳出1,400万円（18.1%）とおのおの増加となった。歳入では、一般会計への用地売払収入が、歳出では一般会計への繰出金が主なものとなっている。

国民健康保険特別会計は、歳入1億1,652万円（4.0%）、歳出7,386万円（2.6%）とおのおの増加している。歳入では、前年の所得が減少したことにより、国民健康保険税は1,403万円（1.6%）減少したが、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金が増加となった。歳出では、保険給付費が年々増加し、後期高齢

者支援金、介護納付金、共同事業拠出金が増加となった。国保加入世帯は23世帯（0.49%）の増、被保険者は30人（0.34%）と増加している。

後期高齢者医療特別会計は、歳入3,525万円（14.6%）、歳出3,559万円（14.8%）とおおの増加となった。被保険者は102人（3.2%）増加している。

介護保険特別会計は、歳入1億2,839万円（10.5%）、歳出1億2,532万円（10.3%）とおおの増加した。新基準額保険料を引き上げたことにより、介護保険料が4,145万円増加となった。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計は、歳入8,981万円（16.1%）、歳出8,352万円（15.1%）とおおの増加となった。物件移転補償費が増加したことが主な要因となっている。

農業集落排水事業特別会計は、歳入1,249万円（3.5%）、歳出1,055万円（3.0%）とおおの増加している。歳入では、新規加入者の増により受益者分担金、使用料がおおの増加した。歳出では、維持管理費が増加した。処理区域内の水洗化人口は1万290人、水洗化率は96.7%、前年度と比べ0.5ポイントの増となっている。

下水道事業特別会計は、歳入5,482万円（8.5%）、歳出5,436万円（8.6%）とおおの減少となった。歳入では、新規接続により使用料は増加したものの、下水道受益者負担金の新規賦課区域がなかったことにより減となった。その他、国庫補助金、繰入金、地方債が減となった。歳出では、区画整理区域内の整備が減少したことにより減となった。処理区域内の水洗化人口は2万3,811人、前年度より1,597人の増、水洗化率は88.8%で、前年度に比べ2.7ポイントの増となっている。これは、水洗化人口が増加したことによるものである。

未収金については、一般会計、国民健康保険を初めとする5特別会計にわたり、国・県支出金を除く収入未済額の総額は4億6,719万円に達している。前年度と比較し若干の減少が見られるものの、債権管理は的確に行い、未納者一人一人の状況を把握し、きめ細かな対応をすることはもちろんであるが、厳正な措置も必要と考える。

水道事業会計は、前年度と比較し、年間総配水量は3.8万立方メートル（0.9%）、年間総有収水量は9.9万立方メートル（2.2%）、年間総有収水量は7万立方メートル（1.7%）とおおの増加している。総収支比率は103.9%（前年度102.9%）、営業収支比率は104.1%（前年度103.7%）となっている。供給単価は146円99銭（前年度146円58銭）、給水原価は147円16銭（前年度147円40銭）となっている。総収益は2.4%、総費用は1.5%とおおの増加し、最終純利益は609万円の増で、2,390万円となっているが、近年、有収率が若干低下している傾向が見受けられるため、原因の調査と対策も必要である。安定かつ良質な水の供給に向け、インフラ整備、機能強化等を計画に推進されたい。

主要な財政指標の状況については、単年度財政力指数が1.07（前年度比0.02ポイント増）、経常収支比率は95.6%（前年度比3.6ポイントの増）と年々悪化しているため、義務的経費の抑制を図りつつ比率の推移を注視していく必要がある。

実質収支比率は8.0%（前年度比1.2ポイント減）、公債費比率は9.4%（前年

度比1.0ポイント減)で、前年度と比較し若干の改善はされたが、依然と高水準にある。今後も、引き続き世帯間負担のバランスも考慮した計画的な起債額の抑制に努められたい。また、水道事業会計における経常収支比率は、前年度より0.9ポイント上昇した。

以上を総括し、平成24年度は、個人町民税、たばこ税、軽自動車税の増収があった反面、固定資産税の落ち込みが続いており、歳入不足を補うために基金の大幅な取り崩しを行うなど、厳しい財政運営を強いられた決算であったと思われる。

昨年末の政権交代から、いわゆるアベノミクスと呼ばれる経済政策が世界の注目を集め、社会経済のグローバル化がますます進展する中、世界経済の動向に地方財政も大きな影響を受ける時代となった。

本町職員においても、おのこの職務における問題意識を常に持つとともに、全体のスキルを高め、総力を結集して、地方自治法第1条の2第1項で定められた地方公共団体の存立目的と役割を果たすため、より効率的・効果的な事務事業の執行を図り、住民サービスの向上はもとより、持続可能なまちづくりに一層の努力をされたい。

平成25年8月8日

幸田町監査委員 羽根 渕保博
幸田町監査委員 内田 等

以上、簡単であります。報告とさせていただきます。

[監査委員 羽根 渕保博君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月4日水曜日午前9時から開きますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午前11時40分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

散会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年9月2日

議 長 大 嶽 弘

議 員 中 根 久 治

議 員 都 築 一 三